

第一章 序論

1-1 本研究の背景

現在日本では、大量生産、大量消費、大量廃棄の時代から、循環型社会の形成を目標としている。その一環として廃棄物を資源として有効活用するリサイクル、廃棄物の減量化を意味するリデュース、そして物の再利用をしていくことを意味するリユースの 3R を行っている。¹⁾

各市町村では、行政によるステーション方式の資源回収、拠点回収、地域団体による集団回収、民間企業等が行う拠点回収(店頭回収)などさまざまな方法で資源回収を行っている。

それぞれの回収方式について課題も明らかになっている。ステーション方式の資源回収は、各週の 1 回につき 1 種類もしくは、2 種類といった限られた品目で回収されるので、1 度に多種のごみを排出することができない。そしてごみの排出者が特定されないため、排出時刻等が守られない、不適正な排出など排出者責任が薄れる。排出マナーを完全に徹底できないといった課題²⁾が明らかになっている。

拠点回収は、無人である場合が多いため、資源ごみ等の盗難や質の悪いごみが混入しているといった課題³⁾がある。

集団回収は、全域をカバーするのが困難、少子高齢化により組織の弱体化、回収頻度が少ない(月 1 回～月 2 回)、市況暴落時には行政支援が不可欠、計量の不正行為が行われるケースがあり、実量を確実に把握する仕組みが必要⁴⁾といった課題がある。

このような中、一部市町村では、資源ごみまた有害ごみ、小型家電等の回収を住民から持ち込みという方法で回収している有人の行政設置・運営委託型の資源ごみ等拠点回収施設(以下、拠点回収施設とする)がある。これらの施設には、管理人等が常駐している。そして資源ごみを持ち込んだ住民への分別の指導、汚れや破損したごみの撤去により質のよい資源ごみが回収することができる。またほぼ毎日開館して、行政のステーション回収や地域住民による集団回収などで時間内に排出できなかったごみも持ち込むことができる。回収品目も多く、一度に多種のごみを持ち込むことができる。⁵⁾⁶⁾

上記の拠点回収施設については、その一部について資源ごみ回収の向上の効果が期待されている施設もある。しかし、その運営の実態や利点、また課題については明らかにされていない。運営実態を把握することで拠点回収施設が有益であるか明らかになると考える。

1-2 本研究の目的

本研究の目的は、以下の 2 点である。

- ①拠点回収施設の運営状態についての現状と課題を明らかにすること。
- ②拠点回収施設の運営の改善策を考え、提案すること。

1-3 本研究の意義

本研究の意義は、現存する施設運営の継続のおよび、新たな拠点回収施設運営について参考となることである。

1-4 本研究の方法

本研究の目的を以下のような方法で達成する。

①基礎情報の収集

全国の市町村のホームページから拠点回収施設を設置している市町村を調査し、実施状況等の情報を収集し、整理する。

②アンケート調査 1

アンケート調査 1 では、目的 1 の拠点回収施設の運営実態の把握を達成する。①から特定された市町村ホームページもしくは、管理している団体等へメールによるアンケート調査 1 を行う。

③アンケート調査 2

アンケート調査 2 では、目的 1 と目的 2(改善策の提案)を達成する。アンケート調査 2 の調査票を作成し、配布する。調査対象は 49 施設とする。

④集計・分析

①～③の調査結果を基に、拠点回収施設の運営実態について明らかにし、改善策を提案する。改善策の提案については、アンケートに協力いただいた施設から希望をだしている施設に要旨を送付する。

1-5 本研究の構成

第 1 章 本研究の背景、目的、意義、方法、構成、用語 の序論

第 2 章 拠点回収施設の概要と定義について、HP の情報をまとめたものを記述する。

第 3 章 対象施設へのヒアリング調査及びアンケート調査 1 によって明らかになった拠点回収施設の運営実態について記述する。

第 4 章 対象施設へのアンケート調査 2 によって明らかになった対象施設の課題と改善策について記述する。

第 5 章 本研究の結論をまとめる。

1-6 本研究の用語

本研究に出てくる主な用語について説明する。

■有人

管理人が常駐していること

■行政設置

行政側が施設を建設していること

■運営委託

行政側が施設の運営管理等に関して民間等に委託していること

■資源ごみ等

本研究における「資源ごみ」は、「ガラスびん」、「PET ボトル」、「紙製容器包装」、「プラスチック製容器包装」、「アルミ缶」、「スチール缶」、「紙パック」、「段ボール」とする。また、古紙(新聞紙, 雑紙, 雑誌等)も含む。

「資源ごみ等」の「等」に含まれている廃棄物は、有害ごみ(乾電池, 蛍光灯, 水銀体温計, 廃棄油等)と小型家電(携帯端末, パソコン等)とする。

<参考文献>

- 1) 環境省：平成 27 年版環境・循環型社会・生物多様性白書< http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h27/pdf/1_1.pdf>, 2015-8-10
- 2) 東京都東大和市：戸別収集の導入について < <http://www.city.higashiyamato.lg.jp/index.cfm/31,54898,c.html/54898/20140221-113505.pdf>>, 2017-1-16
- 3) 株式会社ダイナックス都市環境研究所：< <http://www.dynax-eco.com/repo/report-42.html>>, 2017-1-16
- 4) 小野寺勲：< <http://www2u.biglobe.ne.jp/GOMIKAN/sun6/no99%20seminer.pdf>>, 2017-1-16
- 5) 名古屋大学エコトピア科学研究所 特任講師 岡山朋子：<<http://jsmcwm.or.jp/journal/files/2012/03/092okayama.pdf>>, 2015-7-17
- 6) 地方自治研究機構：ごみ減量化及び収集の効率化に関する調査研究<www.rilg.or.jp/htdocs/img/004/pdf/h25/h25_02_03.pdf>,2015-8-10
- 7) 西濃振興局：NPO 法人ピープルズコミュニティ< <https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/npo-tiiki/machizukuri/c11122/oen-puran.data/14npopekple.pdf>>, 2017-1-16

第二章 有人の行政設置・運営委託型の資源ごみ等拠点回収施設の概要

2-1 はじめに

本章でまず、全国の各市町村の「有人の行政設置運営委託型の資源ごみ等拠点回収施設」の概要や現状について説明する。

2-2 研究の対象とする拠点回収施設について

2-2-1 研究対象となる拠点回収施設の位置づけ

資源ごみの回収には、行政回収、集団回収、拠点回収といった方法がある。行政回収や集団回収は家庭の近くで排出・回収する方法であるのに対して、拠点回収は、回収拠点を設けて排出者が拠点まで運搬する方法である。拠点回収は公共施設等に行政が拠点を設置しているものから、スーパー等の店頭での容器包装類の回収、民間リサイクル業者による回収など多様な方法が見られるようになっている。

資源ごみの回収方法と本研究の研究対象となる拠点回収施設の位置づけについて表 2-1 に示す。

表 2-1 対象施設の位置づけ

	行政回収		民間回収	集団回収	対象となる拠点回収施設
	ステーション方式	拠点回収方式	拠点回収方式		拠点回収方式
回収拠点の設置	行政	行政	民間	地域団体	行政
頻度	週に1回～2回	平日	毎日	月1～2回	平日と土日等の休日
管理等について	行政	行政	民間	地域団体	委託(シルバー人材センター、NPO法人、民間等)
管理人の有無	無	無	無	有	有

表 2-1 より、行政による「ステーション回収」について説明する。「ステーション回収」は、地域住民の近隣にごみを出す場所を設け、そこに定期的に回収の時間までに排出する方法である。各資源ごみによって回収する日にちを決め種類ごとに回収する方式がみられる。

次に「集団回収」について説明する。「集団回収」は、地域の PTA 団体等が運営し、資源ごみを定期的に回収する方法である。回収方法は、排出者が時間内に家の前に排出し、回収者が回収していくといった方法がある。

次に、行政による拠点回収について説明する。上記でも説明したとおり、公共施設等(公民館、市役所内)に拠点を設置し資源回収を行っている。公共施設等なので、平日のみの利用となる場合がある。

次に、民間による拠点回収について説明する。上記でも説明したとおり、スーパーの店頭回収や、空地に設置された回収ボックスなどがある。利用時間は、店頭回収の場合、それを行っている店の営業時間内、空地に設置された回収ボックスは、毎日 24 時間の利用となる場合ができる。

2-2-2 対象施設の定義と条件について

研究の対象となる拠点回収施設についての定義と条件を設ける。

まず「有人」の定義は、拠点回収施設での管理人等が常駐しているとする。管理人ではなく、回収場所付近に人がいる状態は、対象外とする。

次に「行政設置運営委託型」の定義をする。行政側が拠点回収施設を設置し、実際の資源ごみ等の管理は、別の行政以外の属性に委託している施設を対象とする。民間等が設置し管理を行っている空地などに設置された無人の拠点回収ボックスやスーパー等で店頭に置かれている店頭回収ボックスはこの定義により対象外とする。

次に資源ごみ等の定義は、主に再資源ができる廃棄物を含め、その他の有害ごみや粗大ごみ、小型家電等とする。

次に、条件について説明する。上記の定義をふまえ拠点回収施設の運営時間について条件を加える。条件は、平日での開館に合わせて土日祝のうちどれか 1 日で開館していることとする。

2-2-3 対象施設のリスト

全国 1742 市町村の HP¹⁾を参考に研究対象となる拠点回収施設の特定をした。拠点回収施設について記載のあった市町村は 49 施設であった。拠点回収施設のリストを表 2-2 示す。

表 2-2 対象施設のリスト

都道府県	市町村名	対象施設
愛知県	日進市	日進市エコドーム
愛知県	尾張旭市	リサイクル広場
愛知県	豊橋市	リサイクルステーション
愛知県	瀬戸市	資源リサイクルセンター
愛知県	武豊町	たけとよ資源回収エコステーション
愛知県	長久手市	ながくてエコハウス
秋田県	大館市	大館市エコプラザ
石川県	内灘町	内灘町役場常設リサイクルステーション
石川県	滑川市	滑川市ストックヤード
岐阜県	海津市	海津市エコドーム
岐阜県	輪之内町	輪之内町エコドーム
岐阜県	垂井町	垂井町エコドーム
岐阜県	羽島市	羽島市資源物ストックヤード
岐阜県	岐南町	エコ・ステーション
岐阜県	恵那市	ふれあいエコプラザ
京都市	京都市	上京リサイクルステーション
熊本県		免田リサイクルステーション
埼玉県	所沢市	東所沢エコステーション
滋賀県	日野町	わたむきのさとエコドーム
静岡県	焼津市	ミニステーション
静岡県	菊川市	赤土リサイクルステーション
長野県	南木曾町	南木曾町資源ごみストックヤード
長野県	木曾町	ひのきちゃんハウス
長野県	王滝村	リサイクルストックヤード
奈良県	橿原市	リサイクル館かしはら
三重県	東員町	東員資源ごみストックヤード
三重県	桑名市	クルクル工房
三重県	鳥羽市	リサイクルパーク
三重県	松阪市	三雲リサイクルセンター
三重県	津市	一志とことめエコ・ステーション
山口県	萩市	萩第二リサイクルセンター
山梨県	南アルプス市	南部資源回収センター
佐賀県	鳥栖市	衛生処理場資源物広場
佐賀県	みやき町	リサイクルプラザ
静岡県	河津町	エコクリーンセンター東河
徳島県	徳島市	徳島市エコステーション
徳島県	上勝町	日比ヶ谷ステーション
富山県	魚津市	魚津清掃公社
富山県	津幡町	「つばたReco（レコ）」
福岡県	直方市	資源拠点回収
兵庫県	淡路市	エコプラザ
兵庫県	洲本市	みつあい館
北海道	函館市	函館市リサイクルセンター
北海道	倶知安町	エコガレッジ
宮崎県	宮崎市	
宮崎県	国富町	エコクリーンプラザみやざき
兵庫県	稲美町	
兵庫県	播磨町	加古郡リサイクルプラザ

第三章では、拠点回収施設の運営実態を明らかにする。第四章では、第三章で明らかになった内容を踏まえ、さらにアンケート調査 2 を行い、課題の改善策について明らかにする。

<参考文献>

- 1) 全国 1742 市町村 HP, 2016-11-17

第三章 有人の行政設置・運営委託型の資源ごみ等拠点回収施設の運営実態

3-1 はじめに

本章では、市町村単位による有人の行政設置・運営委託型の資源ごみ等拠点回収施設の運営実態を把握する。

3-2 目的

本章では、市町村単位による有人の行政設置・運営委託型の資源ごみ等拠点回収施設の運営実態を把握することを目的とする。

3-3 調査対象

全国 1742 市町村の HP より特定した 49 件の拠点回収施設を対象とする。

3-4 調査の流れ

調査の流れを図 3-1 に示す。

①対象施設の調査 (2015年6月～2015年8月)	全国の市町村HPから研究対象とする条件を満たす施設の調査を行った。
②ヒアリング調査 (2015年9月～10月)	対象施設2件に対して施設の基礎的な情報についてヒアリング調査を行った。
③アンケート調査1 (2015年10月～2016年8月)	①で対象となった61市町村に施設のアンケート調査票1をすべてメールから送信した。21件から回答があった。
④対象施設の見直しとアンケート調査2 (2016年11月～2016年12月)	対象施設の見直しにより、対象施設が61件から49件に減少した。49件の対象施設に対して、アンケート調査票2をエクセルファイルですべてメールから送信した。21件から回答があった。

図 3-1 調査の流れ

3-5 調査方法

3-5-1 対象施設へのヒアリング調査

対象施設の実態について把握するため、対象施設である岐阜県垂井町エコドームと、岐阜県輪之内町エコドームにヒアリング調査を行った。

3-5-1-1 ヒアリング対象の概要

岐阜県垂井町エコドームは、2012 年度 12 月から開館した。資源ごみ等の回収に加え、環境学習教室、リユース施設を設置している。開館日は定休日の火曜日と 12 月 31 日から 1 月 5 日を除いた日である。利用時間は、午前 9 時～午後 5 時である。回収品目は 36 種類で紙類や缶類等の資源ごみに加え、小型家電、廃棄油、蛍光灯などの有害ごみ等も回収している。

岐阜県輪之内町エコドームは、2002年度4月から開館した。資源ごみ等の回収に加え、生ごみの堆肥化施設等も設置している。開館日は、12月31日から1月4日を除いた日である。利用時間は、午前9時～午後5時である。回収品目は40種類で資源ごみ等に加え、有害ごみ、粗大ごみ等も回収している。

3-5-1-2 岐阜県不破郡垂井町へのヒアリング調査詳細

2015年9月28日午前10時半に、垂井町役場の職員とエコドームボランティア参加者にヒアリング調査を行った。ヒアリング当日に行った質問を、表3-1に示す。

表 3-1 垂井町エコドームでのヒアリング調査質問票

質問対象	項目番号	項目内容
垂井町役場の職員	1	資源ごみ等の回収量推移に関して
	2	施設設置の理由
	3	施設設置場所選定理由
	4	行政側からの運営管理等に関する補助について
エコドームボランティア	5	ボランティアに参加した経緯
	6	現在施設を運営するにあたっての課題
	7	ボランティアに参加する利点

まず垂井町役場の職員にヒアリング調査を行った。

「資源ごみ等の回収量推移に関して」については、垂井町エコドームは、2012年度12月に開館し、開館からの3月までの4か月間の回収量は、72tであった。開設当初の回収品目は34種類、2013年度から36品目に変更した。回収量については増加傾向である。

次に「施設設置の理由」について示す。設置の理由は、資源ごみの回収率向上、垂井町での環境啓発に加え、通常のごみ等を資源ごみとして回収することで、焼却処分場の負担を減らすことを目的としている。

次に「施設設置場所選定理由」について示す。エコドームは運営に必要な水道、電気、交通アクセス、周辺住宅の数、面積が整っている所を何か所か検討、審議委員会で説明を充分にし、周辺住民の了解を得て建設に至った。当初、周辺住民からごみの集積所というイメージが強く、悪臭や汚染等の懸念があった。

次に「行政側からの運営管理等に関する補助について」について示す。行政側からは、運営の資金給与等を補っている。現在の状況も把握し、要望なども随時受付している。エコドームでのイベントの開催のきっかけを役場で受け付けしている。また、エコドームの出勤の当番表も管理している。最初に簡単な教育も行っている。

次にエコドームボランティアの方にヒアリング調査を行った。最初に「ボランティアに参加した経緯」について示す。エコドームは、建設の二年前から試験的に別の場所で資源回収をしていた。そのときは、NPO法人、生涯生活委員会、食生活改善委員会、廃棄物委

員会の人合計 55 名で運営をしていた。回収頻度は月に数回であり、会議等も行ってた。ボランティアはその継続で参加しており、現在は 30 数名がボランティアとして運営をしている。

次に「現在エコドームを運営するにあたっての課題」について示す。課題は、資源ごみ等の回収基準が住民に正確に伝わっていないことだ。汚れ、破損した資源ごみ等は、業者に売却することができず業者との提携が終了する可能性もある。

最後に「ボランティアの利点」について示す。利点としては高齢者が多くエコドームで会話ができて、環境に関しても学ぶことができる。

開館されてから数年しか経っていないが、多くの利用者がみられる。今後もより多くの資源ごみ等を回収するため新たな回収品目や定期的開催されるイベント等にも力を入れていく。

3-5-1-3 岐阜県輪之内町へのヒアリング調査詳細

2015 年 10 月 15 日午前 10 時半、輪之内町エコドームの運営を行っている NPO 法人ピープルズコミュニティの代表の方にヒアリング調査を行った。ヒアリング当日に行った質問を表 3-2 に示す。

表 3-2 輪之内町エコドームでのヒアリング調査質問票

質問対象	項目番号	項目内容
NPO法人の代表	1	施設設置の理由
	2	施設の設置場所選定理由
	3	運営の主体について
	4	現在施設を運営するにあたっての課題
	5	施設運営の利点
	6	有害ごみは有価物として売却しているか
	7	施設の運営費

表 3-2 より、最初に「施設設置の理由について」を示す。設置理由は、建設する前、町民からいつでも資源ごみを持ち込める施設がほしいと要請が入ったためである。

次に「施設の設置場所選定理由」について示す。垂井町のように設置にあたる問題等は発生せず、設置場所選定理由については把握していない。しかし輪之内町エコドームは周辺に学校や役場、文化会館等もあり利用がしやすい。

次に「運営の主体について」示す。運営管理は、NPO 法人ピープルズコミュニティが担当している。平日に二人、休日は三人で管理している。

次に「現在施設を運営するにあたっての課題」について示す。課題は、後継者がいないことだ。

次に「施設運営の利点」を示す。利点は 2 つある。1 つ目は、管理運営の主体がボランテ

ィアではないので給与を受け取ることができる。2つ目は、町民や施設管理に携わっている人の環境意識も上がることである。

次に「有害ごみは、有価物として売却しているか」について示す。有害ごみは、無料で回収し、処理費用は役場が支払っている。

次に「施設の運営費」について示す。運営費の詳細は分からないが、人件費で年間 800万円になる。

また、輪之内町エコドームでは、生ごみも無料回収して堆肥化もしている。およそ 100kgの生ごみをたい肥にできる機械が 3 台あり 1t 処理するのに 5 万円、月に 4～5t 回収しているので 20 万円かかる。最初は、婦人会(ボランティア)で生ごみの分別回収をしており、色々な集会で生ごみの処理について講習会をし、さらに 2 週間に一度戸別回収もしていたが、無料での運営には限界がきたので法人格を作り、生ごみ処理機を購入した。

3-5-2 アンケート 1 の調査内容

3-5-1-2 の内容を加味してアンケート調査票 1 を作成した。質問内容、回答方法を表 3-3 に示す。アンケート調査票 1 そのものは付録 1-1 に掲載する。

表 3-3 アンケート調査票 1 の質問内容

分類	項目番号	質問内容	回答方法
施設の基礎情報について	1	廃棄物の品目数について	記述式
	2	施設の設置は、行政が業者に申請したか、建設業者が行政に提案したか	記述式
	3	施設の設置場所経選定の経緯	記述式
施設運営の実態について	4	施設の運営主体について 運営を委託している場合の利点	記述式
	5	管理者は常駐しているか	記述式
	6	施設を運営する利点	記述式
	7	運営するにあたっての課題と対策	記述式
	8	回収した資源ごみは、すべて業者に有価物として売却しているか また、売却の金額は品目別で把握しているか	記述式
	9	建設の際参考にした施設、どのような点で参考にしたか	記述式
	10	施設に関して住民からの要望、意見、苦情	記述式

調査項目は大きく 2 つに分かれる。1 つ目は「取組の基礎情報について」、2 つ目は「施設運営の実態について」である。この 2 つを調査することによって、有人の行政設置・運営委託型の資源ごみ等拠点回収施設の運営実態を把握する。

3-5-3 アンケート調査 1 の返信状況

2015 年 10 月から 2016 年 8 月の間、対象施設 61 件にアンケート調査票 1 をすべてメールから送信した。結果 21 件からの回答を得ることができた。

3-6 調査結果及び考察

3-6-1 回収品目について

回収品目の施設での回収割合を表 3-4 に示す。

表 3-4 回収品目の実施割合 (n=21)

回収品目	割合	資源ごみ	有害ごみ	小型家電	その他
アルミ缶	100%	○			
雑誌	100%	○			
ペットボトル	100%	○			
段ボール	95%	○			
新聞紙	95%	○			
スチール缶	95%	○			
飲料用紙パック	90%	○			
古着	81%	○			
茶色ビン	71%	○			
無色ビン	67%	○			
その他の色ビン	67%	○			
廃食油	62%		○		
蛍光灯	62%		○		
乾電池	62%		○		
食品トレー	57%	○			
その他プラスチック製容器包装	57%	○			
チラシ	48%	○			
映像機器	33%			○	
水銀体温計	29%				
小型金物	29%				○
携帯電話端末	29%			○	
雑がみ	24%	○			
生きビン	24%	○			
毛布	19%	○			
発泡スチロール等	19%	○			
電子書籍端末	19%			○	
音響機器	19%			○	
パソコン	19%			○	
陶磁器	19%				○
使い捨てライター	19%		○		
その他の紙(菓子箱など)	19%	○			
化粧品のびん	19%				○
ゲーム機	19%			○	
カー用品	19%			○	
インクカートリッジ	19%				○
CD・DVD	19%				○
理容用機器	14%			○	
補助記憶装置	14%			○	
通信機器	14%			○	
小型電子機器	14%			○	
健康用機器	14%			○	
割り箸	14%				○
ワンウェイビン	14%	○			
ペットボトルキャップ	14%	○			
バッテリー	14%		○		
その他プラスチック	14%	○			
ふとん(羽毛含む)	10%				○
タイヤのホイール	10%				○
電化製品	5%			○	
自転車	5%				○
家具類	5%				○
その他プラスチック製の袋	5%	○			
スプレー缶	5%				○
スクラップ	5%				○
シュレッターくず	5%				○
シャンパー等のボトル	5%				○
サラダ油の容器	5%	○			
硬質プラスチック	5%	○			
オーディオ機器	5%			○	

表 3-4 より、「アルミ缶」、「ペットボトル」、「雑誌」についてはすべての施設に関して回収を行っていた。次に多い回収品目は、「スチール缶」、「段ボール」、「新聞紙」だった。次に飲料用の紙パックだった。回収品目上位の廃棄物に関しては紙類、缶類、ビン類が多く見られ、有害ごみである蛍光灯や乾電池、廃棄油なども多く見られた。

3-6-2 施設設置について

3-6-2-1 施設の設置の提案主体について

すべての施設について行政側から建設の申請をしていることがわかった。

3-6-2-2 施設設置の選定理由

施設の設置場所選定理由を表 3-5 に示す。

表 3-5 施設設置場所選定理由(複数回答可)(n=22)

回答の分類	回答数	回答率
利便性を考慮 (市街地の中心, 道沿いに設置等)	10	45%
建設コスト	3	14%
環境面を考慮(水道、電気が通っている, 高台, 水はけ, 風通し)	3	14%
保管スペースとして十分な広さ	2	9%
旧施設の利用	2	9%
空き地の利用	1	5%
民間側が決定	1	5%

表 3-5 より、一番多かった回答の分類は、「利便性を考慮」で 45%だった。具体的な内容としては、住民に利用されやすいように市街地の中心に建設、道路沿いに建設したという回答があげられた。他に管理する団体から近い場所に設置したという回答もあった。

次に多かった回答は、「建設コスト」、「環境面を考慮」で 14%だった。「建設コスト」の理由は、採算が取れる所に施設を設置したという回答があげられた。「環境面を配慮」の具体的な内容は、水道、電気が通っている、高台、水はけがいい場所、風通しがいい場所などがあげられた。また、「利便性を考慮」とは逆の理由で市街地から遠い場所に設置したという回答も見られた。

次に多かった回答は、「保管スペースとして十分な広さ」、「旧施設の利用」で 9%だった。最後に「空き地の利用」、「民間側が決定」で 5%だった。

3-6-3 施設運営について

3-6-3-1 施設の管理実態について

施設の管理の実態について表 3-6 で施設管理の委託の有無, 表 3-7 で管理主体の属性について示す.

表 3-6 施設管理の委託の有無(n=21)

項目	件数
運営、管理を委託している	71%
行政が管理をしている	29%

表 3-6 より, 「運営, 管理を委託している」施設が 71%で委託している施設の方が多い. 次に, 管理主体の属性を表 3-7 で示す.

表 3-7 管理主体の属性(n=16)

回答の分類	回答率
シルバー人材センター	38%
NPO法人	19%
行政	19%
民間企業	19%
ボランティア	6%

表 3-7 より, 一番多い回答は「シルバー人材センター」で 38%であった. 次に「NPO 法人」, 「行政」と「民間企業」が 19%で同じ割合だった. 「シルバー人材センター」が多く利用されているのは, 高齢社会の中で高齢者の雇用促進をするためといった回答が目立った. また行政の運営については, 再就職した職員等が管理運営を担当しているといった回答もみられた.

3-6-3-2 施設を運営する利点

施設を運営する利点を表 3-8 で示す.

表 3-8 施設運営の利点(複数回答可) (n=20)

回答の分類	回答数	回答率
資源ごみの回収向上(土日での開館, 多量のごみを一度に回収)	11	55%
環境意識の向上(環境学習講座などの開講)	4	20%
雇用の場ができる	3	15%
不法投棄の防止	1	5%
資源ごみの売却益を市の財源とできる	1	5%

表 3-8 より, 一番多かった回答は, 「資源ごみの回収向上」で 55%であった。土日祝日も開館していること, また一度に大量の資源ごみを回収できることから, 住民にとって資源ごみが出しやすい。

次に多かった回答は, 「環境意識の向上」で 20%だった。一部の施設では, 資源ごみ等の回収だけではなく, 住民に向けての環境啓発活動も行っている。具体的には, 環境教育ができる教室を開講している。

次に多かった回答は, 「雇用の場ができる」で 15%だった。高齢者や障害者に施設の管理や運営を任せられることができるという回答があげられた。

最後に「不法投棄の防止」, 「資源ごみの売却益を市の財源にできる」で 5%だった。

3-6-3-3 施設運営の委託の利点について

施設運営委託の利点を表 3-9 に示す。

表 3-9 施設運営委託の利点(複数回答可) (n=8)

回答の分類(回答例)	回答数	回答率
経費の削減	4	50%
業務の効率化	3	38%
休日の出勤が可能になる	1	13%

表 3-9 より, 施設運営の利点の回答例として一番多かったのは, 「経費の削減」で 50%だった。次に多かった回答の分類は, 「業務の効率化」で 38%, 最後に「休日の出勤が可能になる」だった。

3-6-3-4 施設運営の課題について

施設を運営するにあたっての課題を表 3-10 で示す。

表 3-10 施設運営の課題(複数回答可)(n=20)

回答の分類	回答数	回答率
ごみの分別	7	35%
回収量の向上	6	30%
管理者側の課題	3	15%
資源保管スペースの不足	3	15%
代理搬入	1	5%

表 3-10 より、一番多かった回答は、「ごみの分別」で 35%だった。具体的な内容は、不適物の混入、対象外のごみの持ち込み、開館前の回収品目以外の不法投棄などである。

次に多かった回答は、「回収量の向上」で 30%だった。具体的な内容は、利用者が少ない、回収量が建設当時より減少している、近隣のスーパー等での資源ごみ回収により回収量が減少している、施設自体が周辺住民に認知されていないので資源ごみ等の回収量が少ないといった回答があげられた。

次に多かった課題は「管理者側の課題」、「資源保管スペースの不足」で 15%だった。

「管理者側の課題」の具体的な内容は、施設を管理している主体の高齢化による資源ごみ等の運搬の難化、後継者の不足、処理能力の低下だった。「資源保管スペースの不足」の具体的な内容は、開設当初よりも回収量が多くなり、施設内で保管できる場所が不足しがちであるといった回答だった。

最後に「代理搬入」で 5%となった。具体的な内容は、ごみの排出者と搬入する人が違うといった問題である。

3-6-3-5 資源ごみの売却の有無について

資源ごみの売却の有無を表 3-11 に示す。

表 3-11 資源ごみの売却の有無(n=15)

項目	回答数	回答率
売却している	14	93%
売却していない	1	7%

表 3-11 より、1 件の施設を除き、すべての施設で売却していることがわかった。

3-6-3-6 施設建設の参考の有無について

施設を建設するとき、参考にした施設の有無を表 3-12 に示す。

表 3-12 施設建設の参考の有無(n=19)

項目	回答数	回答率
あり	4	21%
なし	15	79%

表 3-12 より，施設建設で参考の有無についての結果は，4 件の施設で「あり」，15 件の施設で「なし」となった。

3-6-3-7 住民からの意見等について

住民からの意見等の有無を表 3-13 に示す。

表 3-13 住民からの意見等の有無(n=18)

項目	回答数	回答率
あり	7	47%
なし	11	73%

表 3-13 より，施設に対して住民から意見等があった施設は 7 件で 47%となった。住民からの意見等の内容を表 3-14 に示す。

表 3-14 住民からの意見等の内容(複数回答可)(n=9)

内容	回答数	回答率
同様の施設を居住地区の周辺にも建設してほしい	3	33%
施設の場所がわかりにくい	1	11%
風向きによる苦情	1	11%
回収品目の問い合わせ	1	11%
車がないと施設までいけない	1	11%
施設周辺の交通渋滞による苦情	1	11%
周辺のインフラ整備	1	11%

表 3-14 より，一番多かった意見の内容は，「同様の施設を居住地区の周辺にも建設してほしい」だった。その他の内容については，1 件ずつ「施設の場所がわかりにくい」「風向きによる苦情」「回収品目の問い合わせ」「車がないと施設までいけない」「施設周辺の交通渋滞による苦情」「周辺のインフラ整備」だった。苦情なども目立つ結果となった。

3-7 まとめ

アンケート調査 1 により，拠点回収施設の運営実態を把握した。以下に，本章の目的である拠点回収施設の運営実態についてまとめる。

(1) 対象施設についてのヒアリング調査について

1) 対象施設の管理や運営等

施設の管理運営は、市町村職員ではなくボランティアやNPO法人に委託している。岐阜県垂井町の拠点回施設では高齢者や障害者等の雇用の場としても活用できている。

2) 運営に関する課題

岐阜県垂井町では施設での取り扱いできる資源ごみ等が住民に周知されていないことが課題である。

岐阜県輪之内町では、施設設置から年数も経っているため、課題はほぼ無い。しかし、管理者側の課題として後継者がいないことが明らかになった。

(2) 施設の基礎情報について

1) 回収品目について

対象施設で回収されている廃棄物の割合が50%以上のものに注目すると、「アルミ缶」、「ペットボトル」、「雑誌」100%、「スチール缶」、「段ボール」、「新聞紙」95%、「飲料用紙パック」90%、「古着」81%、「茶色ビン」71%、「その他の色のビン」、「無色ビン」67%、「乾電池」、「蛍光灯」、「廃棄油」62%、「プラスチック製容器包装」、「食品トレー」57%となった。資源ごみだけでなく、「乾電池」、「蛍光灯」、「廃棄油」などの有害ごみも回収品目の上位になった。

2) 施設建設について

すべての施設に関して行政側が申請し建設に至っている。建設会社側からの申請は無かったので、対象となっている施設は行政の計画によって建設される施設であることがわかった。

3) 施設設置場所選定理由について

一番多かった回答の分類は、「利便性を考慮」45%、「建設コスト」、「環境面を考慮」14%、「保管スペースとして十分な広さ」、「旧施設の利用」9%、「空地の利用」、「民間側が決定」5%であった。

(3) 施設の運営について

1) 管理運営の主体について

「委託している」71%、「行政が行っている」29%で委託している施設が多くみられた。

2) 管理主体の属性について

「シルバー人材センター」38%、「NPO法人」、「行政」、「民間企業」19%、「ボランティア」6%となった。

3) 施設運営の利点について

「資源ごみの回収向上」55%、「環境式の向上」20%、「雇用の場ができる」15%、「不法投棄の防止」、「資源ごみの売却益を市の財源にできる」5%となった。

4) 運営を委託している利点について

「経費の削減」50%、「業務の効率化」38%、「休日の出勤が可能になる」13%であった。

5) 運営の課題について

「ごみの分別」35%、「回収量の向上」30%、「管理者側の課題」「資源保管スペースの不足」15%、「代理搬入」5%となった。

6) 資源ごみの売却について

1件の施設を除き、すべての施設で売却を行っている。アンケート2では、売却額等も調査していく。

7) 建設の際の参考の有無

4件の施設で「あり」、15件の施設で「なし」となった。「あり」と回答した施設には、同じ対象施設を参考に行っている施設も1件あった。

8) 住民からの意見等について

「同様の施設を居住地区の周辺にも建設してほしい」で33%、その他の内容は、1件ずつ「施設の場所がわかりにくい」「風向きによる苦情」「回収品目の問い合わせ」「車がないと施設までいけない」「施設周辺の交通渋滞による苦情」「周辺のインフラ整備」であった。